## 第１３号様式（第１０条関係）

記号番号

　　　年　月　日

（反対意見書を提出した第三者）　様

（市の機関の長）　　　印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書

（あなた、貴社等）から　　　年　月　日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出のあった保有個人情報については、下記のとおり開示決定をしましたので、個人情報の保護に関する法律第８６条第３項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示することとした理由 |  |
| 開示決定をした日 | 　　　年　月　日 |
| 開示を実施する日 | 　　　年　月　日 |

１　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市の機関に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から６か月以内に、武蔵村山市を被告として（訴訟において武蔵村山市を代表する者は（市の機関がした処分に係る武蔵村山市を被告とする訴訟について武蔵村山市を代表する者を記載すること。）となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＜本件連絡先＞

部　　課　　係

　（担当者名）（内線：　　）

　電　話:

　ＦＡＸ:

　e-mail:

（日本産業規格Ａ列４番）